

Ⅲ 歯科衛生士等の雇用状況

以下の設問について、該当する回答の数字に○をつけるか、空欄にご記入ください。

① 歯科衛生士を雇用したことがありますか

- 1 はい 2 いいえ

上の問いで「1 はい」と答えた方にお聞きします

②-1 雇用時に労働条件を提示しましたか

- 1 はい 2 いいえ

②-2 就業規則を明文化していますか

- 1 はい 2 いいえ

②-3 出産休暇をとった人がいますか

- 1 はい 2 いいえ

②-4 育児休業制度がありますか

- 1 はい 2 いいえ

②-5 過去に歯科衛生士がやめたことがありますか

- 1 はい 2 いいえ

上の問いで「1 はい」と答えた方にお聞きします

②-5-2 その理由は何ですか？

(複数回答可)

- 1 結婚 2 出産 3 育児
4 本人の病気 5 家族などの介護
6 雇用条件が不満 7 院内の人間関係
8 解雇した(理由: _____)
9 その他(_____)

現在、歯科衛生士を雇用していない方にお聞きします。該当する回答の数字を○で囲み、空欄に記入してください。

③ 現在、歯科衛生士を雇用していない理由は何ですか(複数回答可)

- 1 募集しても来ないから
2 雇用してもすぐに辞めてしまうから
3 人件費がかかるから
4 歯科衛生業務が少ないから
5 歯科医院で訓練すれば助手が業務をこなせるから
6 その他(_____)

全員にお聞きします

④ 現在、常勤歯科衛生士の募集をしていますか

- 1 はい 2 いいえ

上の問いで「1 はい」と答えた方にお聞きします

⑤-1 勤務時間は週何時間ですか

週(_____)時間

⑤-2 月給(新卒者・税込み)はいくらと提示していますか

月給(_____)円

⑤-3 初任給は修学年数(2・3・4年)によって違いますか

- 1 はい 2 いいえ

全員にお聞きします

⑥ 現在、非常勤あるいはパートの歯科衛生士の募集をしていますか

- 1 はい (時給 _____ 円)

- 2 いいえ

Ⅳ 貴院について

貴院についてお聞きします。該当する回答の数字ひとつに○をつけるか、空欄にご記入ください。

① 歯科診療所開設場所

都道府県(_____)

市区町村(_____)

開業されている場所はどれですか

- 1 商業地域 2 住宅地域 3 工業地域
4 その他(_____)

② 法人ですか

- 1 はい 2 いいえ

③ 保険医療機関ですか

- 1 はい 2 いいえ

④ 標榜診療科は(複数回答可)

- 1 歯科 2 小児歯科
3 矯正歯科 4 口腔外科

⑤ 歯科診療所の概要

- 開設年数 () 年
1日の平均来院患者数 () 人
デンタルユニット数 () 台

⑥ 貴院のスタッフについて

⑥-1 歯科医師(院長を含む)数

- 常勤 () 名
非常勤・パート () 名

⑥-2 歯科衛生士数

- 常勤 () 名
非常勤・パート () 名

⑥-3 歯科技工士数

- 常勤 () 名
非常勤・パート () 名

⑥-4 歯科助手数

- 常勤 () 名
非常勤・パート () 名

⑥-5 その他 () 数

- 常勤 () 名
非常勤・パート () 名

⑦ ブラッシング指導や生活習慣指導などの歯科保健指導を行っていますか

- 1 はい 2 いいえ

上の問いで「1 はい」と答えた方にお聞きます

⑦-2 主に行なうのは誰ですか

- 1 歯科医師 2 常勤歯科衛生士
3 非常勤歯科衛生士
4 その他 ()

⑧ 歯石除去を行っていますか

- 1 はい 2 いいえ

上の問いで「1 はい」と答えた方にお聞きます

⑧-2 主に行なうのは誰ですか

- 1 歯科医師 2 常勤歯科衛生士
3 非常勤歯科衛生士
4 その他 ()

⑨ フッ化物塗布やフィッシャーシーラント等、う蝕予防処置を行っていますか

- 1 はい 2 いいえ

上の問いで「1 はい」と答えた方にお聞きます

⑨-2 主に行なうのは誰ですか

- 1 歯科医師 2 常勤歯科衛生士
3 非常勤歯科衛生士
4 その他 ()

⑩ 歯科衛生士は患者担当制をとっていますか

- 1 はい 2 いいえ

V 回答者ご自身について

ご自身についてお聞きます。該当する回答の数字ひとつに○をつけるか、空欄にご記入ください。

① 年齢

() 歳

② 性別

- 1 男 2 女

③ 歯科医師歴

() 年

④ 開業歴

() 年

⑤ 介護保険の「介護予防事業」について、よく理解されていますか

- 1 はい 2 いいえ

⑥ 歯科衛生士が介護保険の「口腔機能向上サービス」を行えると知っていましたか

- 1 はい 2 いいえ

⑦ 歯科医師として「介護予防事業」に参加されたことはありますか

- 1 はい 2 いいえ

質問は以上です。長時間にわたりアンケートにご協力いただきありがとうございます。

未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計について

分担研究者 佐々木 好幸 東京医科歯科大学口腔保健教育研究センター准教授

研究要旨

現状の歯科衛生士名簿には、すでに死亡している者が抹消されずに残っている。そこで、公表されている資料のみを用いて、2007年現在の年齢別生存歯科衛生士数を推計した。次に、2006年現在の年齢階級別未就業歯科衛生士数を推計した。さらに、歯科衛生士の就業率が、他の業種の女性の年齢階級別就業率と同等まで引き上げられると仮定した場合の就業歯科衛生士数を推計した。

その結果、すでに死亡している歯科衛生士登録者は2,407人と推計され、22歳以上の未就業歯科衛生士数は119,610人と推計され、そのうち再就業可能な歯科衛生士数は49,118人と推計された。しかし、歯科衛生士の専門性を考えると、再就業のための適切な再教育がなければ、再就業の人数が推計値まで増える可能性は少ないと考えられた。また、再就業可能な歯科衛生士数をより正確に推計するためには、未就業歯科衛生士に対する調査が必要であると考えられた。

A. 研究目的

現在、わが国の医師、歯科医師、薬剤師は、それぞれの身分法の規定により隔年の届出が行われている。この届出を怠った医師および歯科医師は、厚生労働省の「医師等資格確認検索」に氏名等が記載されない。そしてその集計が厚生労働省大臣官房統計情報部によって「医師・歯科医師・薬剤師調査」として公表されている。

一方、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士等は、それぞれの身分法の規定により隔年の業務従事者届の提出が義務づけられている。そしてその集計が厚

生労働省大臣官房統計情報部によって「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」として公表されている。したがって、これらの職種では業務に従事していない者の人数を知ることができない。

本来、すべての医療従事者はそれぞれの身分法に関連する政令によって、死亡した場合には「戸籍法に定められている死亡の届出義務者」が30日以内に、免許の登録の抹消を申請しなければならない。その際には免許証の返納が必要である。しかし、現実には遺族がそのような規則を知っていることは少なく、登録されている者の中には多数の死亡している

者が含まれている。

未就業歯科衛生士数を知るためには、まず歯科衛生士の免許を保有している生存者の人数を知る必要がある。しかし、上述の通り死亡者の登録の抹消が行われていないため、歯科衛生士の免許を保有している生存者の数を知ることはできない。そこで、公表されている資料のみを用いて人口統計学的手法でこれらの人数を推計し、さらに未就業歯科衛生士のうち再就業が可能なる者の数を推計した。

B. 研究方法

以下に示す公表されている4つの資料を材料とした。1つ目は「財団法人 歯科医療研修振興財団 創立20周年記念誌」²⁾に掲載されている表「出生年別歯科衛生士登録者数」である。これは、死亡した者が含まれる歯科衛生士名簿を原資料として2007年末までに登録された歯科衛生士の出生年ごとの人数を集計した資料である。2つ目は厚生労働省「日本人の平均余命 平成19年簡易生命表」³⁾に掲載されている、女性の簡易生命表の2007年7月1日現在の年齢別生存数 l_x である。年齢別生存数 l_x は、100,000人の出生者が既知の年齢別死亡率に従って死亡していくと考えた場合、 x 歳に達するまで生存していると期待される人数である。3つ目は厚生労働省「平成18年 保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例) 結果(就業医療関係者)の概況」⁴⁾にある、年齢階級別就業歯科衛生士数である。4つ目は総務省「総務省統計局 労働力調査」⁵⁾にある、2006年の年齢階級別就業率(女)である。

本研究の推計手順は、2007年の女子の年齢別生存確率の推計、2007年の年齢別生存歯科衛生士数の推計、2006年の年齢別未就業歯科衛生士数の推計、2006年の年齢階級別歯科衛生士就業割合の推計、2006年の年齢階級別就業可能歯科衛生士数の推計、2006年の再就業可能未就業歯科衛生士数の推計である。これらの推計の前提として、以下の仮定を行った。

- ① わが国の歯科衛生士の年齢別死亡率は、わが国の女子全体の年齢別死亡率と等しい。
- ② 歯科衛生士免許登録年と登録時の年齢が公表されていないため、登録時の年齢を20歳とした。(登録時の年齢が分かれば、より正確な推計が可能)
- ③ 歯科衛生士の死亡による歯科衛生士免許の抹消は行われていない。
- ④ 就業歯科衛生士は全員が法令を遵守して業務従事者届を提出している。
- ⑤ 歯科衛生士の年齢階級別就業率(割合)は、全職種の女性の年齢階級別就業率(割合)と同程度まで引き上げることが可能である。

「平成19年簡易生命表」において、 x 歳の者が y 歳まで生存している確率は l_y/l_x であり、上記の前提②の制約を加えて20歳の女性の年齢別生存割合を求めた。この値を出生年別登録歯科衛生士数に乗ずることで、2007年の年齢別生存歯科衛生士数を推計した。

次に「平成18年 保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例) 結果(就業医療関係者)の概況」より得られた年齢階級別就業歯科衛生

生士数と、推計された年齢別生存歯科衛生士数を2006年時点での年齢階級別に集計したことから、年齢階級別就業歯科衛生士割合を推計した。

さらに平成18年の年齢階級別就業率(女)と同割合で歯科衛生士が就業可能であると想定して就業可能歯科衛生士数を推計した。

(倫理面への配慮)

本研究において用いた資料は、すべて書籍等で公表されているものであり、個人を識別できるデータはないため、倫理面での問題は無い。

C. 研究結果

1. 年齢別生存歯科衛生士数の推計

推計結果を表1に示す。2007年の歯科衛生士登録者数は215,826であるが、そのうち生存している者は213,419人と推計され、2,407人がすでに死亡している登録者と推計された。また、登録者の最高齢は明治40年生まれの100歳であるが、推計による最高齢は大正3年生まれの93歳であった。

表1 2007年の年齢別生存歯科衛生士数の推計結果

(出生年別登録歯科衛生士数は既知である)

出生年	西暦	2007年末の年齢	登録歯科衛生士数(既知)	登録歯科衛生士数累計(既知)	生命表の年齢別生存確率(%)	20歳までの死亡を除いた生存確率(%)	推計生存登録者数	推計生存登録者数累計	推計生存登録者数整数(四捨五入)	推計生存登録者数整数累計
明治38年	1905	102	0	0	3.720	3.738	0.00	0.00	0	0
明治39年	1906	101	0	0	5.191	5.216	0.00	0.00	0	0
明治40年	1907	100	1	1	7.037	7.072	0.07	0.07	0	0
明治41年	1908	99	0	1	9.288	9.334	0.00	0.07	0	0
明治42年	1909	98	1	2	11.957	12.016	0.12	0.19	0	0
明治43年	1910	97	1	3	15.042	15.116	0.15	0.34	0	0
明治44年	1911	96	1	4	18.522	18.613	0.19	0.53	0	0
明治45年	1912	95	1	5	22.358	22.468	0.22	0.75	0	0
大正2年	1913	94	1	6	26.493	26.623	0.27	1.02	0	0
大正3年	1914	93	3	9	30.860	31.011	0.93	1.95	1	1
大正4年	1915	92	1	10	35.356	35.529	0.36	2.30	0	1

大正5年	1916	91	3	13	39.948	40.144	1.20	3.51	1	2
大正6年	1917	90	5	18	44.536	44.754	2.24	5.75	2	4
大正7年	1918	89	7	25	49.014	49.254	3.45	9.19	3	7
大正8年	1919	88	9	34	53.299	53.560	4.82	14.01	5	12
大正9年	1920	87	11	45	57.343	57.624	6.34	20.35	6	18
大正10年	1921	86	5	50	61.127	61.427	3.07	23.42	3	21
大正11年	1922	85	18	68	64.638	64.955	11.69	35.12	12	33
大正12年	1923	84	9	77	67.861	68.194	6.14	41.25	6	39
大正13年	1924	83	22	99	70.784	71.131	15.65	56.90	16	55
大正14年	1925	82	34	133	73.409	73.769	25.08	81.98	25	80
大正15年	1926	81	35	168	75.766	76.138	26.65	108.63	27	107
昭和2年	1927	80	53	221	77.888	78.270	41.48	150.12	41	148
昭和3年	1928	79	63	284	79.806	80.197	50.52	200.64	51	199
昭和4年	1929	78	43	327	81.540	81.940	35.23	235.87	35	234
昭和5年	1930	77	81	408	83.103	83.511	67.64	303.52	68	302
昭和6年	1931	76	110	518	84.511	84.925	93.42	396.94	93	395
昭和7年	1932	75	120	638	85.780	86.201	103.44	500.38	103	498
昭和8年	1933	74	123	761	86.921	87.347	107.44	607.81	107	605
昭和9年	1934	73	168	929	87.949	88.380	148.48	756.29	148	753
昭和10年	1935	72	187	1116	88.876	89.312	167.01	923.31	167	920
昭和11年	1936	71	226	1342	89.715	90.155	203.75	1127.06	204	1124
昭和12年	1937	70	265	1607	90.476	90.920	240.94	1367.99	241	1365
昭和13年	1938	69	306	1913	91.163	91.610	280.33	1648.32	280	1645
昭和14年	1939	68	347	2260	91.782	92.232	320.05	1968.37	320	1965
昭和15年	1940	67	456	2716	92.343	92.796	423.15	2391.51	423	2388
昭和16年	1941	66	538	3254	92.857	93.312	502.02	2893.53	502	2890
昭和17年	1942	65	593	3847	93.335	93.793	556.19	3449.73	556	3446
昭和18年	1943	64	642	4489	93.782	94.242	605.03	4054.76	605	4051
昭和19年	1944	63	725	5214	94.199	94.661	686.29	4741.05	686	4737
昭和20年	1945	62	709	5923	94.587	95.051	673.91	5414.96	674	5411
昭和21年	1946	61	846	6769	94.947	95.413	807.19	6222.15	807	6218
昭和22年	1947	60	1528	8297	95.284	95.751	1463.08	7685.23	1463	7681
昭和23年	1948	59	1882	10179	95.598	96.067	1807.98	9493.21	1808	9489
昭和24年	1949	58	2360	12539	95.894	96.364	2274.20	11767.40	2274	11763
昭和25年	1950	57	2350	14889	96.172	96.644	2271.13	14038.53	2271	14034
昭和26年	1951	56	2471	17360	96.433	96.906	2394.54	16433.07	2395	16429
昭和27年	1952	55	2629	19989	96.676	97.150	2554.08	18987.15	2554	18983
昭和28年	1953	54	2816	22805	96.903	97.378	2742.17	21729.32	2742	21725
昭和29年	1954	53	2934	25739	97.113	97.589	2863.27	24592.59	2863	24588
昭和30年	1955	52	3214	28953	97.308	97.785	3142.82	27735.41	3143	27731
昭和31年	1956	51	3571	32524	97.489	97.967	3498.40	31233.81	3498	31229
昭和32年	1957	50	3859	36383	97.657	98.136	3787.06	35020.87	3787	35016
昭和33年	1958	49	4208	40591	97.810	98.290	4136.03	39156.90	4136	39152
昭和34年	1959	48	4501	45092	97.952	98.432	4430.44	43587.34	4430	43582
昭和35年	1960	47	4778	49870	98.083	98.564	4709.39	48296.73	4709	48291
昭和36年	1961	46	4896	54766	98.203	98.685	4831.60	53128.33	4832	53123

昭和37年	1962	45	5145	59911	98.313	98.795	5083.01	58211.34	5083	58206
昭和38年	1963	44	5701	65612	98.413	98.896	5638.04	63849.38	5638	63844
昭和39年	1964	43	6007	71619	98.505	98.988	5946.21	69795.59	5946	69790
昭和40年	1965	42	6753	78372	98.588	99.071	6690.30	76485.88	6690	76480
昭和41年	1966	41	4948	83320	98.665	99.149	4905.88	81391.77	4906	81386
昭和42年	1967	40	7298	90618	98.735	99.219	7241.02	88632.79	7241	88627
昭和43年	1968	39	6911	97529	98.800	99.285	6861.55	95494.34	6862	95489
昭和44年	1969	38	6698	104227	98.862	99.347	6654.25	102148.59	6654	102143
昭和45年	1970	37	6701	110928	98.920	99.405	6661.14	108809.72	6661	108804
昭和46年	1971	36	6956	117884	98.973	99.458	6918.32	115728.05	6918	115722
昭和47年	1972	35	6969	124853	99.021	99.507	6934.61	122662.66	6935	122657
昭和48年	1973	34	7351	132204	99.065	99.551	7317.98	129980.64	7318	129975
昭和49年	1974	33	7164	139368	99.105	99.591	7134.70	137115.34	7135	137110
昭和50年	1975	32	6957	146325	99.143	99.629	6931.20	144046.54	6931	144041
昭和51年	1976	31	7140	153465	99.179	99.665	7116.11	151162.65	7116	151157
昭和52年	1977	30	6852	160317	99.215	99.702	6831.55	157994.20	6832	157989
昭和53年	1978	29	6548	166865	99.249	99.736	6530.69	164524.89	6531	164520
昭和54年	1979	28	6042	172907	99.282	99.769	6028.04	170552.93	6028	170548
昭和55年	1980	27	6014	178921	99.313	99.800	6001.97	176554.90	6002	176550
昭和56年	1981	26	6282	185203	99.343	99.830	6271.33	182826.23	6271	182821
昭和57年	1982	25	6221	191424	99.372	99.859	6212.25	189038.48	6212	189033
昭和58年	1983	24	6281	197705	99.401	99.888	6273.99	195312.48	6274	195307
昭和59年	1984	23	6262	203967	99.430	99.918	6256.84	201569.32	6257	201564
昭和60年	1985	22	6189	210156	99.459	99.947	6185.70	207755.02	6186	207750
昭和61年	1986	21	4680	214836	99.487	99.975	4678.82	212433.84	4679	212429
昭和62年	1987	20	990	215826	99.512	100.000	990.00	213423.84	990	213419

2. 年齢階級別就業歯科衛生士割合の推計
推計結果を表2に示す。2006年にはすでに3
年制の歯科衛生士養成施設が存在しているた
め、2007年の22歳以下の推計生存登録者数か

ら2006年の21歳以下の推計生存登録者数を
推計することは不可能であった。

表2 2006年の年齢階級別就業歯科衛生士割合の推計結果

(年齢別/年齢階級別就業歯科衛生士数は既知である)

年齢階級	推計生存登録者数	就業歯科衛生士数	推計未就業歯科衛生士数	歯科衛生士就業割合(%)
21歳以下	推計不能	4985	推計不能	推計不能
22歳	6257	4553	1704	72.8
23歳	6274	4459	1815	71.1
24歳	6212	4289	1923	69.0
25～29歳	31664	17754	13910	56.1
30～34歳	35435	13893	21542	39.2
35～39歳	34336	12093	22243	35.2
40～44歳	28263	10228	18035	36.2
45～49歳	21894	7549	14345	34.5
50歳～	31229	7136	24093	22.9
うち50～64歳	28344	65歳以上の就業者がいないなら		25.2

3. 年齢階級別再就業可能歯科衛生士数の推計

推計結果を表3に示す。25歳以上の年齢階級では、歯科衛生士就業割合より労働力調査の就業率の方が高く、就業者の割合をこの値まで高めたときの就業歯科衛生士数を「推計就

業可能歯科衛生士数」とする。この値から就業歯科衛生士数を減じると未就業歯科衛生士のうち再就業が可能な歯科衛生士の人数の最大値が推計できる。

表3 年齢階級別再就業可能歯科衛生士数の推計結果

(年齢階級別就業歯科衛生士数と年齢階級別労働力調査就業率は既知である)

年齢階級	推計生存登録者数	就業歯科衛生士数	労働力調査就業率(女)(%)	推計就業可能歯科衛生士数	推計再就業可能歯科衛生士数
20～24	推計不能	18286	65.4	推計不能	推計不能
25～29	31664	17754	71.5	22640	4886
30～34	35435	13893	59.7	21155	7262
35～39	34336	12093	60.9	20911	8818
40～44	28263	10228	68.9	19473	9245
45～49	21896	7549	72.1	15787	8238
50～54	14800	7136	68.6	10153	10669
55～59	10211		58.6	5984	
60～64	3328		39.0	1298	
65～	2890		12.8	370	
合計	182823		86939		

D. 考察

歯科衛生士の免許登録開始からの年数は、医師や歯科医師よりも短いため、死亡しているのに名簿から抹消されていない「幽霊歯科衛生士」は2,407人で、登録者の1.1%に過ぎない。しかし、このまま将来にわたって死亡者の抹消が行われなければ、「幽霊歯科衛生士」の数は増大し続けることになる。

この推計は登録時の年齢を20歳としているため、1年制の歯科衛生士養成施設を卒業して19歳で歯科衛生士免許登録を行った者の生存者数の推計値は真の生存者数よりも多く、21歳以上で歯科衛生士免許登録を行った者の推計値は真の生存者数よりも少ない。現状でも卒業時の年齢が一定でない場合や、国家試験浪人で登録年が卒業年と異なる場合がある。歯科医療研修振興財団は、歯科衛生士登録年ごとの登録時年齢別の人数を集計できるはずであるから、これを開示してもらうことで、より正確な推計が可能である。

22歳以上の未就業歯科衛生士数は119,610人と推計されたが、これは免許を所有しているが歯科衛生士としては就業していない者の人数である。すでに他業種として就業している者や、歯科衛生士として就業の意志のない者も含まれているため、この人数を以って「潜在歯科衛生士」などと称することは非現実的である。

労働力調査の就業率より歯科衛生士の就業割合が低い理由のひとつとして、歯科衛生士の専門性が考えられ、再就業のための適切な再教育がなければ、再就業の人数が再就業歯

科衛生士数の推計値まで増える可能性は少ないと考えられた。

現実的には、未就業歯科衛生士に対する就業の意志や再就業への障壁、就業可能性などを調査して、再就業可能な人数をより正確に推計する必要があると考えられた。

E. 結論

歯科衛生士登録者のうち、すでに死亡している者は2,407人と推計された。22歳以上の未就業歯科衛生士数は119,610人と推計され、そのうち再就業可能な歯科衛生士数は49,118人と推計された。しかし、再就業のための適切な再教育がなければ、再就業の人数が推計値まで増える可能性は少ないと考えられた。再就業可能な歯科衛生士数をより正確に推計するためには、未就業歯科衛生士に対する調査が必要であると考えられた。

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

参考文献

- 1) 「幽霊医師」登録数万人—厚労省データベース 死亡でも抹消せず—。2007年7月14日 読売新聞朝刊。
- 2) 財団法人歯科医療研修振興財団：「財団法人 歯科医療研修振興財団 創立20周年記念誌」。財団法人歯科医療研修振興財団，東

京, 2008年3月, p93.

- 3) 厚生労働省:「日本人の平均余命 平成19年簡易生命表」. 2008年7月31日報道発表.
- 4) 厚生労働省:「平成18年 保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)結果(就業医療関係者)の概況」. 2007年7月27日報道発表.
- 5) 総務省:「総務省統計局 労働力調査」長期時系列データ.

分担研究（3）報告書

欧州における歯科衛生士事情－歯科衛生士教育と業務範囲－

研究代表者 高木裕三 東京医科歯科大学歯学部口腔保健教育研究センター長
分担研究者 遠藤圭子 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科准教授
佐々木好幸 東京医科歯科大学歯学部口腔保健教育研究センター准教授
藤原愛子 静岡県立大学短期大学部歯科衛生学科教授

研究要旨 歯科衛生士教育の質的・量的高度化と業務範囲の拡大が先行している欧州のオランダとデンマークにおける歯科衛生士事情を訪問調査によって調べ、我国の現状と対比しながら、歯科衛生士の業務範囲が歯科保健医療サービスを国民に効率的に提供する事への影響を検討した。その結果、両国を代表とする西欧と北欧では歯科衛生士が専門性と自立性を活かした歯科保健活動を展開し、疾病予防と健康増進を推進する重要な職種として国民から期待されていることが明らかとなり、これを裏付けるように、歯科衛生士免許登録者の70～75%が就業している。このような状況は、歯科衛生士免許登録者の60%弱が未就業となっている我国の現状とは際立って異なっていると言える。

A. 研究目的

歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大する中で、良質な歯科保健医療サービスを効率的に提供していくためには、歯科医師と共に歯科保健を支えている歯科衛生士を充足し、その資質を向上させることが極めて重要と考えられる。そのための方策の一つとしては歯科衛生士教育の質的・量的高度化が必要であり、実際に平成16年（2004年）に歯科衛生士の教育年限をこれまでの2年から3年以上とすることに改められている。

一方、歯科保健医療に関する国民のニーズは歯科医療施設内に留まらず、在宅を含めた広い範囲に及んでおり、我国の歯科界はこれらにも適切に対応していかなければならない。それを可能にするためには歯科衛生士の業務範囲について見直しをはかる必要性も出てくる可能性が

ある。昭和23年に制定された我国の歯科衛生士法では歯科医師の直接の指導の下に予防処置を行う事が定められており、歯科衛生士の裁量は厳しく制限されると共に、歯科保健医療業務は歯科医師と共に実施しなければならない。ところが業務範囲の拡大が先行している欧米諸国では歯科医師の指示を受けて、歯科衛生士が独立して歯科保健医療業務を行う事が出来ることから、彼らの活躍の場はより広い範囲に及んでいる可能性が高い。

本研究では歯科衛生士教育の質的・量的高度化と業務範囲の拡大が先行している欧米、特に社会保障制度が充実しているオランダとデンマークにおける歯科衛生士事情を訪問調査によって調べ、歯科衛生士の業務範囲が歯科保健医療サービスを国民に効率的に提供する事への影響を検討した。

B. 研究方法

社会保障制度が充実している西欧と北欧の代表として、それぞれオランダとデンマークを選択し、歯科衛生士事情について現地での訪問調査を実施した。具体的には、アムステルダム（オランダ）の Inholland University, School of Dental Hygiene に国際歯科衛生士連盟会長である Ms. M. Hovius を訪ね、オランダ等における歯科衛生士教育と業務範囲、就業状況についての聞き取り調査を行った。次いでコペンハーゲンのデンマーク歯科衛生士会本部に会長の Ms. E. Gregersen を訪ね、デンマークにおける歯科衛生士教育と業務範囲、就業状況について聞き取り調査を行った。コペンハーゲンではさらに University of Copenhagen, School of Oral Health Care の Director である Ms. H. Helleshoj も訪ね、主に歯科衛生士教育について聞き取り調査を行った。

また、オランダの Inholland University, School of Dental Hygiene の海外研修プログラムにより来日した教員および学生のグループと本研究分担者および協力者のグループ間で両国の歯科衛生士事情についての情報交換を目的としたパネルディスカッションを開催し、両国の歯科衛生士教育と業務範囲の相違点について情報交換を行い、歯科保健医療サービス提供のありかたについて検討した。

C. 研究結果および考察

現地での聞き取り調査および国内でのパネルディスカッションによる情報収集の結果、オランダおよびデンマークでは何れも国民の口腔保健の担い手として、専門性と自立性を活かした保健医療活動を展開する歯科衛生士の養成を行

っており、歯科衛生士学校への入学要件としてカレッジ卒業であることが求められている（付録：オランダとデンマークの歯科衛生士事情を参照）。教育年限はオランダが4年に対し、デンマークは2年半と異なっているが、オランダの歯科衛生士にはう蝕の初期治療が業務に含まれていることから、教育年限が長く設定されている。オランダとデンマークでは人口当たりの歯科医師数に差があり、オランダはデンマークに比べると少なくなっている。イギリスも同様の業務範囲を持つ職種として歯科療法士をおいているが、同じく人口当たりの歯科医師が少なめであることから、オランダとイギリスでは歯科医師不足への対応として、その業務の一部を歯科衛生士あるいは歯科療法士に担当させるようにしていることがうかがえる。その他の歯科衛生士の業務ではオランダとデンマークはほぼ同じものになっており、別表に示されている通り、我国の歯科衛生士の業務範囲よりかなり多くの業務が含まれている。また、両国では開業歯科衛生士あるいは勤務歯科衛生士として独立して歯科保健医療業務を行う事ができ、国民の口腔保健の担い手として十分な活動ができる基盤が用意されている。一方、歯科診療施設での診療補助業務は歯科助手または歯科看護師と呼ばれる職種が担当している。

これらの状況は歯科衛生士が専門性と自立性を活かした歯科保健活動を展開し、疾病予防と健康増進を推進する重要な職種として位置づけられていることを示唆しており、我国の歯科衛生士が診療補助を主要な業務としていることと大きな相違があることが明らかになった。

D. 結論

オランダとデンマークの歯科衛生士事情を現地での訪問調査により調べた所、両国では歯科衛生士が専門性と自立性を活かした歯科保健活動を展開し、疾病予防と健康増進を推進する重要な職種として国民から期待されていることが明らかとなり、これを裏付けるように、歯科衛生士免許登録者の実に70～75%が就業している他、未就業者でもそのかなりの部分が歯科医師となって歯科医療サービスの提供を行っていることがわかった。このような状況は、歯科衛生士免許登録者の40%強のみが就業している我国の現状とは際立って異なっていると言え、歯科

衛生士の業務範囲を含め、何らかの対応をはかる必要性が明らかになった。

E. 参考文献

1. 高木裕三、薬師寺仁、川本黄石、矢尾和彦、平林勝政、歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究。厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）平成15年度総括研究報告書。2004年
2. 厚生労働省 厚生労働統計—医療施設調査 2005年
3. The Council of European Dentist, Manual of dental practice. 2008.

(表1)

欧州各国と日本の歯科医療従事者

(2008年)

国名	イギリス	オランダ	スウェーデン*	デンマーク	日本*
人口(万人)	6,119	1,640	918	548	12,776
就業歯科医師	31,000	8,791	7,414	4,800	87,498
人口/就業歯科医師	1,974	1,866	1,239	1,141	1,460
歯科療法士 Dental Therapist	1,154	—	—	—	—
歯科衛生士 Dental Hygienist	5,340	2,260	3,194	1,430	71,212
歯科看護師 Dental Nurse	40,665	—	11,274	—	—
歯科助手 Dental Assistant	—	16,400	—	4,400	87,033
義歯製作技工士 Denturist	—	290	—	3565	—
歯科技工士 Dental Technician	7,094	5,000	1,200	1,100	11,614

(*2005年)

(表2)

欧州各国と日本の歯科衛生士教育と業務範囲

(灰色部が業務範囲に含まれる)

国名	イギリス	オランダ	スウェーデン	デンマーク	日本
歯科衛生士認定機関	GDC	保健省	大学修了証	保健省	厚生労働省
個人開業の可否	開業可	開業可	開業可	開業可	開業不可
入学要件	DNS(2年)卒, DN2年	カレッジ卒	高校卒, DN	カレッジ卒	高校卒
就学年限	2年または3年	4年	2または3年	2.5年	3または4年
開診、診察			C, Pに限る		
う蝕の初期治療					
充填物の研削					
注射麻酔(疼痛制御)		SRP, 初期治療	SRPに必要なもの		
レントゲン写真撮影			C, Pの診断のため		
歯石と歯垢の除去					
スクリーニング・ルートプレーニング					
予防処置(予防填塞)					
口腔衛生指導(健康教育と予防相談)					
保健相談			栄養学	栄養学	
歯周病治療					
歯列の処方					

1)各国の歯科医師の入学要件、修学年限:各国共通でカレッジ卒、5年(日本は高校卒、6年)

2)各国のDental Assistant or Dental Nurseの入学要件、修学年限:
(英)中卒、2年(オ)?卒、?年(ス)高卒、2年(デ)高卒、3年

オランダ歯科衛生士事情

定住者:1,632 万人

面積:41,526 km²



1

オランダにおける歯科保健医療従事者

(2004年 概人数)

歯科衛生士:2,500人

公的保健医療機関勤務:
歯科診療所勤務 :
介護施設勤務 : 8
個人開業 : 750

歯科助手:13,000人

公的保健医療機関勤務:
歯科診療所勤務 :

歯科医師:7,759人

公的保健医療機関勤務 : 100
歯科診療所(開業+勤務) : 5,900

義歯製作技工士:250

個人開業あるいは歯科診療所勤

歯科技工士(?):5,400

歯科技工所従事者

2

歯科保健医療給付

- ・0～18歳の歯科保険医療費は公的に完全給付がなされる
- ・オランダ国内に居住する全ての成人は健康保険制度で医療費の一部*が給付される

※定期健康診断の費用は給付。治療費は給付されない

3

歯科医療従事者の教育制度

入学要件:カレッジ卒であること

歯科医師 修学年限5年(180人/年)

歯科衛生士 修学年限4年(200人/年)

入学要件:高校卒であること

歯科助手 修学年限 年(人/年)

歯科技工士 修学年限2年(人/年)

4

歯科衛生士の業務

オランダの歯科衛生士は保健省により公的に認定され
開業歯科衛生士あるいは公的・私的医療施設の勤務歯科衛生士
として独立して歯科保健医療業務を行うことができる

[主な業務]

- ・診察、診断
- ・レントゲン写真撮影 歯科医の指示(依頼)による
- ・う蝕の初期治療 歯科医の指示(依頼)による
- ・注射麻酔(疼痛制御) SRPおよび初期治療のため(歯科医の指示による)
- ・SRP
- ・歯科疾患予防処置 予防填塞とフッ素塗布
- ・口腔保健指導(健康教育と予防相談)

デンマーク歯科衛生士事情

定住者:544 万人
 面積:43,000 km²
 人口構成:
 0-19 25%
 20-59 53%
 60+ 22%



7

デンマークにおける歯科保健医療従事者

(2008年 概人数)

歯科衛生士:1,430人

公的保健医療機関勤務: 400
 歯科診療所勤務 : 900
 歯科関連企業勤務 : 100
 個人開業 : 30

歯科医師:5,000人

公的保健医療機関勤務:1,000
 個人開業 :2,400
 診療所勤務医 :1,600

歯科助手 :7,000人

公的保健医療機関勤務:2,300
 歯科診療所勤務 :4,700

義歯製作技工士:320

個人開業あるいは歯科診療所勤

8

残存歯20本以上の人の割合

Age:	Pct.:
16 - 24 years	99 %
25 - 44 years	98.5%
45 - 64 years	80 %
65 +	62 %

9

歯科保健医療給付

- ・0～18歳の歯科保険医療費は公的に完全給付がなされる
- ・デンマーク国内に居住する全ての成人は歯科保健医療費の補助金を受ける権利を持っている(全体の3割を給付)

10

歯科医療従事者の教育制度

入学要件:カレッジ卒であること

歯科医師 修学年限 5年(112人/年)

歯科衛生士 修学年限2.5年(105人/年)

入学要件:高校卒であること

歯科助手 修学年限3年(600人/年)

義歯製作技工士 修学年限3年(10人/年)

11

歯科衛生士の業務

デンマークの歯科衛生士は保健省により公的に認定され
開業歯科衛生士あるいは公的・私的医療施設の勤務歯科衛生士
として独立して歯科保健医療業務を行うことができる

[主な業務]

- | | |
|--------------------|---|
| ・問診、診査(感染制御処置) | <i>Patient screening procedures (infection control procedures)</i> |
| ・充填物の研磨 | <i>Coronal polishing</i> |
| ・注射麻酔(疼痛制御) | <i>Injections (pain management)</i> |
| ・レントゲン写真撮影 | <i>Dental radiographs X-ray</i> |
| ・歯石および歯垢の除去 | <i>Remove calculus and plaque</i> |
| ・予防処置(予防填塞) | <i>Apply preventive material (sealants and fluorides)</i> |
| ・口腔衛生指導(健康教育と予防相談) | <i>Teaching appropriate oral hygiene (health education and preventive counseling)</i> |
| ・保健相談(栄養学) | <i>Counseling patients (nutrition)</i> |
| ・歯科矯正治療 | <i>Orthodontics</i> |
| ・歯周病治療 | <i>Paradentosis</i> |

12